

Q3 取得・利用に関するルール

2 社内のみで閲覧できる大学教授リストのデータベースを作成することは、個人情報保護法違反となりますか。

個人情報の利用目的を特定する(法第15条)、個人情報を適正に取得する(法第17条)といった、個人情報保護法に規定されたルールにしたがって個人情報が取り扱われている限り、データベースを作成すること自体が個人情報保護法違反に当たる訳ではありません。ただし、作成したデータベースが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われている場合には、個人情報保護法違反の可能性あります(法第16条)。

なお、データベースの社内での閲覧については、それが事業者の行う事業の一環として行われている限り、個人データの第三者提供には当たらず、閲覧に当たってあらかじめ本人の同意を得る必要はありません(法第23条)。

3 カメラで個人を勝手に撮影することは、個人情報保護法違反になりますか。



カメラで撮影した映像も、それによって特定の個人が識別できるのであれば、「個人情報」に当たります(Q2-6参照)。したがって、個人情報取扱事業者は、その利用目的をできるだけ特定し(法第15条)、その範囲内で取り扱う(法第16条)ことが必要です。また、偽りその他の不正な手段によって個人情報を取得してはならない(法第17条)ことから、個人情報取扱事業者は、例えば、不正の意図をもって隠し撮りする等の行為をしてはならないと解されます。

なお、例えば、学校の運動会の様子を保護者がカメラで撮影する場合など、個人情報取扱事業者でない者が、私的な目的で撮影する場合については、個人情報保護法の義務規定の対象とはなりません(Q2-14参照)。

4 電話回線契約を結んでいる電話会社が、光ケーブル通信事業の勧誘電話をかけてきました。契約の際に取得した個人情報を、別のサービスの案内に利用することは、個人情報保護法に違反しますか。

個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を結ぶことに伴って、契約書などの書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示することとされています(法第18条第2項)。

契約の際に取得した個人情報を他のサービスの案内に利用すること自体は可能ですが、その場合には、個人情報取扱事業者は、個人情報の取得前に、本人に対してその旨を明確に示すことが必要です。

Q4 適正・安全な管理に関するルール

1 個人情報保護法第20条の「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」としては、具体的にどのようなものがありますか。



「安全管理のために必要かつ適切な措置」は、大別すると、組織的な観点から必要な措置と技術的な観点から必要な措置に分けられます。

組織的な措置の具体例としては、個人情報の取扱いに関する内部規程の整備、安全管理者の設置、安全確保のための組織の整備、従業員に向けた研修の実施などが考えられます。

技術的な措置の具体例としては、コンピュータへのファイアウォールの構築、情報の暗号化、データベースへのアクセス制限などが考えられます。

なお、安全管理のために、具体的にどの程度の対応が必要かについては、一律に定まるものではありません。取り扱う情報の性質や利用方法、情報通信技術の発達などを勘案し、社会通念上合理的な程度の安全管理措置をとることが必要と考えられます。

2 事業者からアンケートのはがきが送られてきましたが、記入した個人情報部分を覆うシールが用意されていません。これは、個人情報保護法に違反しますか。

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えいなどを防ぐために必要かつ適切な措置を講ずることとされています。具体的にどの程度の対応が必要かについては、一律に定まるものではなく、取り扱う情報の性質や利用方法に応じて異なるものと考えられます(Q4-1参照)。

アンケートはがきの送付に当たって、個人情報を覆うシールを用意することが必要か否かについても、一律に定まるものではありません。